

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業では、家事などの生活を支援する多様なサービスや、住民同士のつながりを中心とした介護予防の活動などを利用し、高齢者自身の持つ能力を活かしながら、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う取り組みを進めています。



介護予防・生活支援サービス事業とは



- 内容** ◇ 訪問型サービス
◇ 通所型サービス (詳細は3ページをご覧ください)
- 対象者** ◇ 介護認定で要支援1・2と認定された方
◇ 65歳以上の方で「基本チェックリスト」に基づく判定の結果、生活機能の低下が見られた方(事業対象者)
※「基本チェックリスト」は25項目の身体状況等を把握するための質問リストです



利用手続きは…

- ◇ 総合事業のサービス利用には、介護認定は必要ありません
- ◇ 身体状況を把握するための25項目の「基本チェックリスト」の実施で身体機能の状態を確認し、介護予防が必要かどうかを確認できると、迅速にサービスを利用できます



一般介護予防事業とは

- 内容** ◇ 介護予防のための教室 (詳細は4ページをご覧ください)
◇ 身近な場所での通いの場 など
- 対象者** ◇ 65歳以上の全ての方(事業によって一部できないものもあります)



サービスの利用に関する相談は…

- ◇ お住いの地域の「地域包括支援センター」にご相談ください
- ◇ 地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口となっており、基本チェックリストの実施や必要なサービス等について相談することができます

市外局番:0235

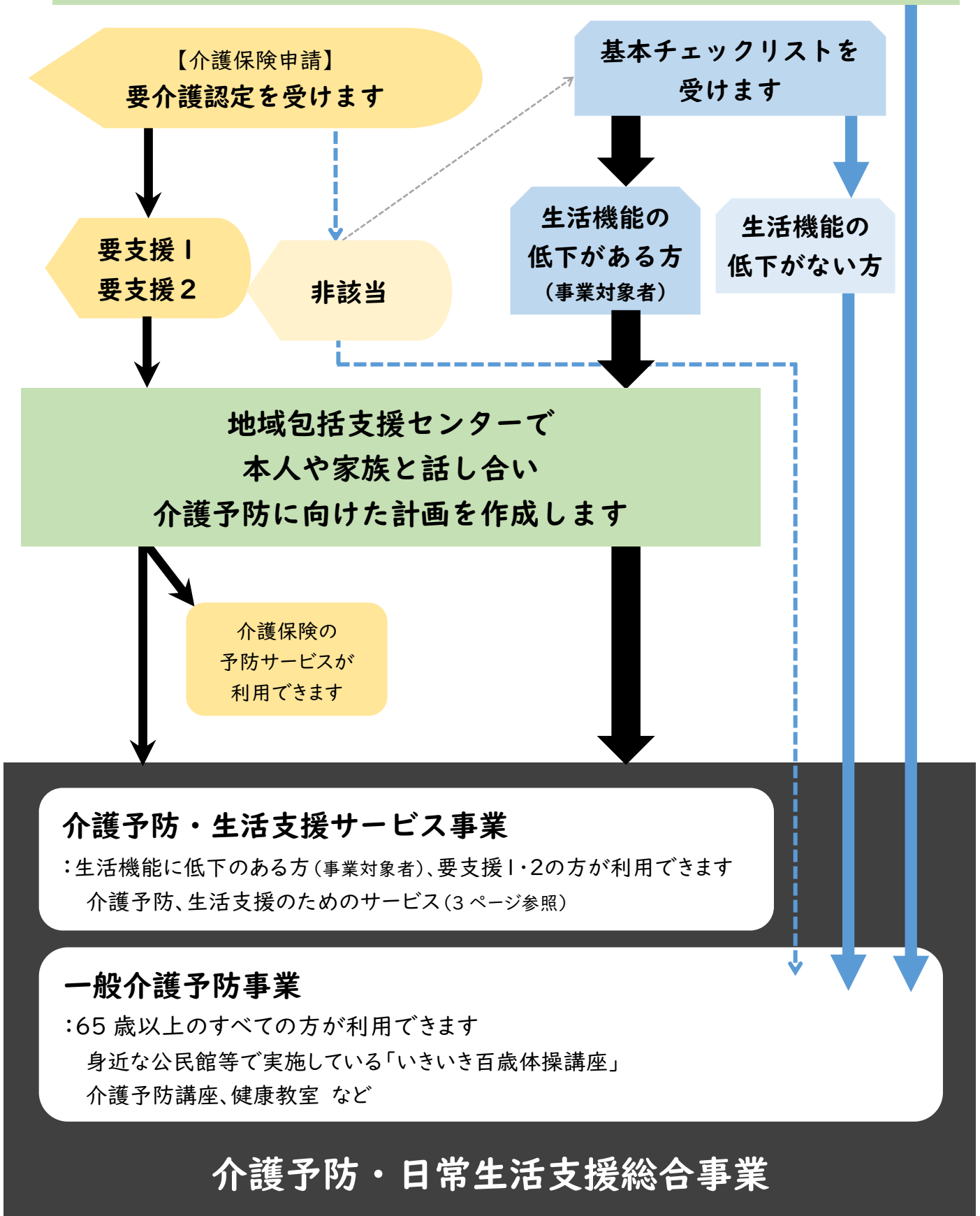
地域包括支援センター名	電話番号	担当地域
健楽園地域包括支援センター	25-0888	第一学区、第四学区
地域包括支援センターなえづ	26-9260	第二学区、斎、黄金
地域包括支援センターつくし	29-1256	第三学区、湯田川、田川
永寿荘地域包括支援センター	29-2900	第五学区、京田、栄
地域包括支援センターかたりあい	29-1626	第六学区、大泉、上郷、三瀬、由良、小堅
鶴岡西地域包括支援センター	35-0300	大山、加茂、湯野浜、西郷
地域包括支援センターふじしま	78-2370	藤島
地域包括支援センターはぐろ	64-8281	羽黒
地域包括支援センターくしびき	57-5003	櫛引
地域包括支援センターあさひ	58-1068	朝日
地域包括支援センターあつみ	43-3010	温海

来所されての相談の際は、必ず事前にご連絡をお願いします。

介護予防・日常生活支援総合事業利用までの流れ

<65歳以上の方のための総合相談窓口>

お住まいの地域の **地域包括支援センター** へ相談



介護予防・生活支援サービス事業



訪問型サービス (R4.4.1 現在)

サービスメニュー	サービス内容	サービスを提供する人	自己負担額 (1割負担の場合)
訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護サービス)	身体介護および生活援助 (1回20分～60分以内)	訪問介護員	○身体介護を含むもの 1回268円～287円 ○生活援助のみ 1回214円～230円 ※別途、初回訪問加算、生活機能向上連携加算などの自己負担が必要な場合があります
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活援助のみサービス (1回20分～60分以内)	訪問介護員 または 新たな担い手	○1回214円～230円
訪問型サービスB (住民主体による支援)	生活援助のみサービス (1回20分～60分以内)	新たな担い手	○1回150円 ※別途、訪問にかかる交通費などの自己負担が必要な場合があります
訪問型サービス (短期集中予防サービス)	退院後などで通所型サービスへの参加が困難な方への訪問指導等 (1回40分程度、3～6ヶ月間)	保健・医療の専門職	○1回450円 ※別途、訪問にかかる交通費などの自己負担が必要な場合があります

通所型サービス (R4.4.1 現在)

サービスメニュー	サービス内容	サービスを提供する事業所	自己負担額 (1割負担の場合)
通所介護相当サービス (従来の介護予防通所介護サービス)	食事・入浴・排せつの介助や機能訓練、レクリエーション等のサービス (1回5時間以上)	通所介護事業所	○1回384円～395円 ※別途、初回訪問加算、生活機能向上連携加算などの自己負担が必要な場合があります ※送迎があります
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	機能向上 運動・体操・筋トレなど (1回2時間以上)	通所介護事業所	○1回307円～316円
通所型サービスB (住民主体による支援)	機能向上 運動・体操・筋トレなど (1回2時間程度) 週2回程度	新たな担い手 による団体	○1回100円～ ※サービス内容によって自己負担金があります
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	短期集中の生活行為の改善支援 (1回2時間程度、週1～3回、 3～6か月)	保健・医療の専門職の所属事業所	○1回490円

*自己負担は、原則1割ですが、一定の収入がある場合は、2割または3割負担となるサービスもあります

また、自己負担額は年度の途中でも変更される場合があります

*利用するサービスや回数は、心身の状況に基づき、計画を作成する担当者が本人や家族と話し合いをして決まります



一般介護予防事業

高齢者の方がどなたでも参加でき、介護予防・健康づくりに役立つ講座を行っています。

① いきいき百歳体操講座

お住まいの近くの公民館等で、地域の皆さんが運営主体となり自主的に週1回以上介護予防の体操を行う団体に対し、「いきいき百歳体操」を効果的に行うためのお手伝いをしています。

② 介護予防講座

老人クラブやサロンなどへ出向いて、介護予防のため講話や体操などを実施します。



いつまでも、自分らしく、安心して住み慣れた この鶴岡で暮らしたい

～鶴岡市第8期介護保険計画より～

いきいきと活動的な 暮らしのために

「健康づくり・介護予防・社会参加」は
自分らしく、活動的に暮らすために
とても大切です

●鶴岡市では・・・

介護予防のための「通いの場づくり」を支援したり、介護予防講座や健康教室を開催しています。

一人ひとり、そして、地域ぐるみの取組みを
広げていきましょう。

住み慣れた地域で安心して 暮らし続けるために

「介護予防活動」や「地域の支え合い」
などの取組みに、声をかけあい
積極的に参加しましょう

●鶴岡市では・・・

生活支援や介護予防に向けた事業等の新たな
担い手を養成する「担い手養成研修」を行な
っています。研修を修了すると有償での活動
ができるようになります。

ご自分と地域のために取組んでみませんか。



鶴岡市健康福祉部長寿介護課

〒997-8601

山形県鶴岡市馬場町9番25号

TEL 0235-25-2111(代表)

0235-29-4180(課直通)

FAX 0235-29-5658

各庁舎市民福祉課

藤島庁舎 TEL 0235-64-5806(直通)

羽黒庁舎 TEL 0235-26-8774(直通)

櫛引庁舎 TEL 0235-57-2116(直通)

朝日庁舎 TEL 0235-53-2115(直通)

温海庁舎 TEL 0235-43-4613(直通)